

行政

天草つんでフェスタ 実行委員を募集

来月2月に開催予定の男女共同企画啓発イベント「2017天草つんでフェスタ」を企画・運営する実行委員を募集します。
対象 男女共同企画に興味や関心のある団体・個人。
※無報酬。

活動内容 9月から毎月1回開催する企画・運営会議、フェスタの準備・運営。
募集人員 2人程度。
申込方法 8月26日(金)までに、氏名・団体名(団体の場合)、連絡先を電話で申し込んでください。
申込先 天草市役所・生涯学習課(五和農業情報センター内) ☎②9003

平成29年「成人式」 実行委員を募集します

平成29年1月3日(土)本渡・有明・倉岳・栖本・天草・河浦地域、同1月4日(日)御

所浦・新和・五和地域で開催する「成人式」の企画・運営に参加したい新成人者を募集します。
対象 平成29年同式に参加する新成人で、9月から12月の会議に出席できる人。
※会議の開催日は第1回を除き、実行委員で決定(休日開催も可能)。

内容 成人式の企画・立案や、式典当日の司会・受付。
応募方法 8月26日(金)までに、電話またはハガキやFAX ☎②9032 (開催地名) 地区成人式実行委員希望と、住所・氏名・性別・電話番号を記入) で申し込んでください。
申込先 天草市役所・生涯学習課(五和農業情報センター内) ☎②9003

本渡都市計画道路を 決定(変更)しました

県が決定した本渡都市計画道路の変更について、都

市計画図書の縦覧ができます。

種類 本渡都市計画道路1・6・1号本渡港瀬戸線。
内容 本渡港瀬戸線の一部区域の変更。
縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)。
縦覧場所 県土木部都市計画課、天草広域本部技術管理課、本庁(別館)・都市計画課。

☎096(333)2524
県土木部都市計画課

事業者にかかる 固定資産税を免除します

企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大のため、固定資産税を課税免除する特例があります。免除を受けるためには申請が必要です。
対象 製造業・情報通信技術利用事業(コールセンター)・旅館業(下宿営業を除く)を行うための特別償却設備(家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業に使

用する償却資産で機械・装置)を取得、新・増設した事業者。
適用基準 1月2日から平成29年1月1日までに新・増設した特別償却設備で、取得価格の合計額が2,700万円を超えるもの。土地は取得日の翌日から1年以内に家屋の建設に着手するものに限りません。
免除期間 固定資産税が最初に課税される年度を含む3年間。

申請期限 平成29年1月31日(土)まで。
☎本庁(別館)・産業政策課 ☎050

申請期限 平成29年1月31日(土)まで。
☎本庁(別館)・産業政策課 ☎050

適用工場などとして指定を受けた場合は、企業誘致や地場産業の振興のための奨励措置(工場等の建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金などの交付)も行っています。
☎本庁(別館)・産業政策課 ☎050

災害で被害を受けたとき 固定資産税が減免されます

土地、家屋や償却資産が災害により著しい被害を受けたとき、今年度分の固定資産税のうち、その災害を受けた日以後に到来する納期限の税額が、軽減または免除されます。

減免基準

【土地】災害を原因とする流失、水没、埋没、崩壊などにより作付不能または使用不能となった面積が全体の8割以上、または被害を受けた面積がそれに準ずる割合であるとき。

【家屋・償却資産】

災害を原因とする全壊、流失、埋没、焼失などにより、原型をとどめないとき、または復旧不能のとき、またはそれに準ずる損傷があるとき。

申請手続

納期限の7日前までに、申請してください。
☎本庁(別館)・課税課(旧天草地域ダム建設事務所内) ☎050

水道局からのお知らせ

水道メーター取替えにご協力ください

皆様のご家庭や各事業所などに設置している水道メーターは、計量法により有効期限が8年と定められています。このため、市では8年の有効期限が過ぎる前に、計画的に水道メーターの取替えを実施しています。取替え作業は、業者に委託して実施しま

す。屋外作業ですので、ご不在の場合でも取り替えさせていただくことがありますので、ご了承ください。取替え作業中は、一時的に水道が使用できなくなります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

漏水調査にご協力を

漏水を早期発見するために、上水道漏水調査(本管とメーターまでの供給管)を実施します。委託業者が、身分証明書を携帯して各戸を調査しますので、ご協力をお願いします(騒音の少ない夜間に行うこともあります)。なお、調査費用を直接市民の皆さんに請求することはありません。詳細はお尋ねください。
期間 8月16日(土)～11月10日(土)(土・日曜日、祝日を除く)。

- 調査範囲**
- 【本渡地域】 柳宇土町、亀場町食場、楠浦町、志柿町、瀬戸町、下浦町
 - 【牛深地域】 牛深町(岡東・天附・元下須除く)、魚貫町(池田除く)
 - 【五和地域】 西三、島、通詞、新浜、田向、君川水、須の脇、土浦、崎中、上方、寺中、志田の原、橋柿、上野原、荒河内、城木場、打越
 - 【御所浦地域】 牧本、長浦、桜ノ木、横浦、杉浦、崎浦

☎本庁・水道課(本渡浄化センター内) ☎01111 / 各支所

浄化槽ご使用の皆さんへ

浄化槽内の微生物が活動しやすい環境を保つため、右の3つの維持管理が必要です。浄化槽法ではそれぞれを定期的に行うことが義務付けられています。また、浄化槽は使用開始後3～8カ月の間に1回目の検査が実施されます。その後は必ず年1回、公益社団法人・熊本県浄化槽協会の法定検査を受けてください。

- ①**保守点検** 浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整、修理、消毒剤の補給などを行います。
- ②**清掃** 浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取り、機械類の洗浄を行います。
- ③**法定検査** 浄化槽が適正に維持、管理されているか、放流された処理水が法令に基づく水質基準を満たしているか検査します。

☎本庁・下水道課(本渡浄化センター内) ☎01111

ごみ収集日を変更します

| 対象地区 | 変更前 | 変更後 |
|---|----------|----------|
| 燃やせないごみ | | |
| 本 船之尾、東町、大門口、亀場町(上、恵比呂) | 8月11日(土) | 8月15日(日) |
| 本 港町、亀場町(新田)、楠浦町(新田西、新田中、新田東、舟津1、舟津2・3、舟津4・5、舟津6、今村、釜、錦島、大友尻) | 9月1日(土) | 9月6日(日) |
| 本 小松原、志柿町(志柿東、宇土、村下、志柿中央、志柿西) | 9月2日(日) | 9月7日(土) |
| 燃やせないごみ | | |
| 本 河内、打田、馬場 | 9月1日(土) | 9月6日(日) |

※その他の地区は、「家庭ごみ・資源物出し方カレンダー」でご確認ください。
☎本庁・環境施設課(旧農政局事務所内) ☎07861